

公立陶生病院組合 公告

公立陶生病院西棟発電機燃料給油業務委託に関する事後審査型制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については次のとおりである。

平成26年7月31日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 増岡錦也

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 公立陶生病院西棟発電機燃料給油業務委託
- (2) 業務場所 瀬戸市西追分町160番地
- (3) 委託期間 契約締結の翌日から平成26年9月30日まで
- (4) 業務内容 西棟発電機用燃料タンクにA重油12,000リットルを給油するもの。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 平成26年4月1日時点において瀬戸市平成26・27年度の瀬戸市物品の納入等入札（見積）参加資格者名簿に対象品目（大分類）「3. 役務の提供等」、（中分類）「123. 燃料」に登録されている者であって、入札参加資格申請をする本店又は営業所等を瀬戸市、尾張旭市及び長久手市に設置している者であること。
- ③ 公告の日から入札日までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ その他の法令、規則等に違反していない者であること。

3 入札参加申請等

- (1) 入札参加を希望する者は、別に配布する事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「資格確認申請書」という。）を次のとおり公告の記載の期日までに持参により提出しなければならない。

なお、参加資格確認申請者に対し、事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書受領書（以下「資格確認申請書受領書」という。）を発行するものとする。

① 申請書等の配布期間

平成26年7月31日（木）から平成26年8月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

② 資格確認申請書の提出期間

平成26年7月31日（木）から平成26年8月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

③ 時間

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

④ 提出書類

資格確認申請書

⑤ 提出場所

公立陶生病院 会計課

⑥ その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しないものとする。

4 仕様書の閲覧・配布

下記の期間、仕様書を閲覧に供する。また、資格確認申請書提出時にその旨申し出があった者に対し、次のとおり仕様書を配布する。

(1) 閲覧・配布期間

平成26年7月31日（木）から平成26年8月8日（金）まで（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）

(2) 閲覧・配布時間

午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く）

(3) 閲覧・配布場所

公立陶生病院 施設課（閲覧） 会計課（配布）

(4) 仕様書に関する質問

仕様書等の質問は、公立陶生病院施設課施設係へ質問書を持参し提出すること。なお、質問が無い場合はその旨を記載したFAXを送ること。提出期限は平成26年8月8日（金）、午後4時とする。

(5) 仕様書に関する質問回答

平成26年8月19日（火）午後4時までに書面により回答をFAXにて送付する。ただし、入札参加者から質問がなかった場合回答日の前日までに電話等により通知する。

5 入札執行の日時

(1) 日時

平成26年8月25日（月） 午後2時00分

(2) 場所

公立陶生病院 南棟5階 第1会議室

6 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を平成26年8月22日（金）までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

① 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

② 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 入札の執行

(1) 入札書は資格確認申請書受領書を提示した本人又は代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。

(2) 入札回数は5回（再度入札は4回）とする。

(3) 一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記載すること。

8 予定価格等

予定価格は公表しない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

(4) 入札書の入札金額を訂正している入札

- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

1 0 落札候補者の決定

予定価格の制限内で入札した者のうち、最低の価格で入札した者から順位付けし、最低価格で入札した者を落札候補者とする。落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

1 1 入札参加資格の確認

落札候補者に対して入札参加資格要件（以下「参加要件」という。）を審査し、参加要件を満たす場合は落札者とする。落札候補者が参加要件を満たさない場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合において、次順位者を新たな落札候補者とし、参加要件の審査を行い落札者を決定する。

1 2 契約

- (1) 契約書作成の要否
必要とする

1 3 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
 - ① 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 4 支払条件

完了時一括支払とする。

1 5 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

1 6 問い合わせ先

公立陶生病院組合 施設課 施設係

瀬戸市西追分町 160 番地

電話 0561-82-5153 (ダイヤルイン)

F A X 0561-82-9139

L S A 重油仕様書

1. 適用

この仕様書は、公立陶生病院組合が西棟の非常用発電機用に購入するA重油に関して次のように定める。

2. 納入場所

瀬戸市西追分町160番地 公立陶生病院

3. 納入予定数量及び回数

約12,000リットル 1回

(65,000リットルタンクのうち、残量約51,000リットル)

4. 履行期限

契約締結日から平成26年9月30日まで。

納入日、時間については打合せの上、決定する。

5. 品質規格

A重油の品質規格は以下のとおりとする。

(1) 硫黄分が質量 0.1%以下であること。

(2) その他の品質規格については日本工業規格 (JIS K2205) 1種1号に該当すること。

6. 品質の報告

納入する燃料についてその都度、精油所の発行する品質証明書を提出すること。

納入者は当組合職員立ち会いのもと試料を採取し、第三機関で分析した結果を速やかに報告するものとします。品質の報告にかかる全ての費用は、納入業者の負担とします。

品質に合格しなかった場合には、タンク内全量分を納入業者負担にて入替するものとする。

7. 納入方法

タンクローリー車で納入する。当組合施設タンクに安全に供給できるよう入退場方法、車両の大きさ、受入口の確認等を行うこと。当組合の求めに応じ施設内において職員立合いのものと給油すること。

8. その他

原油価格の急激な変動が生じた際は、両者の協議のもと、価格を変更することもある。

受託者は、この仕様書を遵守し、信義に従って誠実に委託業務を履行するものとする。

契約書及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、当病院と協議して解決するものとする。

9. 特記事項

見積価格は、12,000リットルの消費税抜きの総額とし、分析費用を含む事とする。

また、請求金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。